

調達要求番号： 21-08-1014-4101

情報本部仕様書			
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	情報保証技術検証用器材の撤去作業役務	D I H - L K - 2 6 1 1 0	
		大臣承認	平成 年 月 日
		作成	令和 8 年 9 月 1 1 日
		改正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作成	情報本部計画部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、情報本部で使用する情報保証技術検証用器材（以下，“本器材”という。）の撤去作業役務（以下，“本役務”という。）について規定する。

1.2 引用文書等

1.2.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、特に版を指定するもの（引用文書の前に※印をもって示す。）のほかは、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く。）は、この仕様書に定める内容を優先する。

a) 仕様書

※D I H - C K - 1 6 0 1 3 C 情報保証技術検証用器材の借上（07延長）

b) 法令等

情報本部における立入禁止場所等に関する達[平成20年情報本部達第4号]

情報システムに関する調達に係るサプライチェーンリスク対応のための措置について（通達）
[防装庁（事）第3号(31.1.9)]

情報システムの借上に係る撤去役務の取扱いについての細部事項について（通知）[装管調第5121号(令和2年3月31日)]

1.2.2 関連文書

関連文書は、次による。

a) 法令等

情報本部の情報保証に関する達[平成20年情報本部達第5号]

情報本部の情報保証に関する達の運用について（通達）[情本計第278号(令和8年3月19日)]

情報システムの借上に係る撤去役務の取扱いについて（通知）[装管調第380号(令和2年1月14日)]

情報システムの借上に係る撤去役務の取扱いについての細部事項の追補について（通知）[装管調第11630号(令和2年8月26日)]

2 調達案件の概要

現行器材は令和4年3月から使用しており、令和8年度に運用開始から5年を迎えるため、ハードウェアの老朽化及びソフトウェアのサポート切れに伴いハードウェア・ソフトウェアを更改し、令和9年3月に次期システムの運用を開始する予定である。本契約はそのシステム更改にあたり現行器材を撤去するものである。

2.1 調達案件の調達単位等

本器材の調達の単位は表 1 による。

表 1－調達の単位

番号	調 達 単 位	実 施 予 定 期 間	役 割
1	情報保証技術検証用器材の借上 (07 延長)	令和 8 年 3 月 1 日～ 令和 9 年 2 月 28 日	現行器材の器材 借上げ
2	情報保証技術検証用器材の撤去	令和 9 年 3 月 1 日～ 令和 9 年 3 月 31 日(予定)	現行器材の撤去
3	情報保証技術検証用器材の借上 (08 換装)	令和 9 年 3 月 1 日～ 令和 13 年 2 月 28 日(予定)	次期器材の器材 借上げ

3 役務に関する要求

役務に関する要求は、次のとおりとする。

3.1 対象器材

撤去の対象となる機器及び器材等（以下，“撤去対象機器”という。）は、付表による。

3.2 履行期間

履行期間は、令和 9 年 3 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

3.3 履行場所

履行場所は、情報本部（市ヶ谷）とする（撤去対象機器の指定場所への運搬及び集積は除く。）。また、細部については、調達要求元の指示によるものとする。

3.4 実施体制

契約の相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に調達要求元と協議するものとする。

- 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下“業務従事者”という。）を確保すること。
- 前記 a) 項の業務従事者が本役務に関する経験・知見・資格・語学（母国及び外国語能力）・文化的背景（国籍等）・業績等を有すること。
- 上記 a) 項の業務従事者が、前記 b) 項に掲げるもののほか、履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴を有すること。
- 前記 c) 項の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる体制にあること。

3.5 撤去作業実施計画書の作成

契約の相手方は、令和 9 年 2 月 1 日までに、次に示す内容を記載した撤去作業実施計画書を作成し、調達要求元の確認を得るものとする。

なお、撤去作業実施計画書の作成に先立ち、3.6.1 から 3.6.3 に関する現地調査を実施するものとする。日程については、調達要求元と調整する。ただし、DIH-CK-16013C の契約の相手方が実施する場合は、現地調査を省略できるものとする。

- 作業予定
- 実施体制
- 実施内容及び実施要領

3.6 役務の内容

3.6.1 撤去作業等

契約の相手方は、DIH-CK-16013C で設置している本器材の機器の撤去を行うものとし、作業に際しては、次の要件を満たすこととする。また、撤去作業実施計画書に則り、円滑、確実に実施できるよう、細部については、調達要求元と十分に協議するものとする。

a) 機器撤去

撤去対象機器について、作業を実施するものとする。撤去対象機器の主要諸元は、**付表**に示す。

b) ネットワークケーブル回収

撤去対象機器に附属するネットワークケーブルを対象とし、回収作業を実施すること。

なお、やむを得ず回収ができない場合は、事前に調達要求元と協議を行うものとする。

3.6.2 情報消去等

契約の相手方は、搬出のため撤去対象機器を設置場所から外へ持ち出す前に、**付表**に示す情報消去対象の機器及び初期化対象の機器について、本器材固有の情報、保存データ、設定情報、ログ情報その他復元されることにより情報保全上の支障を生じるおそれのある情報の消去、物理破壊又は初期化（以下、「情報消去等」という。）を実施するものとする。

なお、情報消去等に際しては、次の要件を満たすものとする。

a) 作業場所

情報消去等に際しては、調達要求元が指定する場所で行うものとする。

b) 情報消去等の手続き

契約の相手方は、撤去対象機器の資産保有会社である株式会社 J E C C との調整及び許諾の手続きを実施し、当該調整結果を踏まえ、情報消去等の対象機器、対象媒体、実施方法及び確認方法について、事前に調達要求元の確認を得るものとする。

c) 記憶媒体の物理破壊

付表に示す情報消去対象の機器のうち、ソリッドステートドライブ、ハードディスクドライブ、内蔵フラッシュメモリその他の記憶媒体を有するものについては、調達要求元立会の下、ハードウェア滅却方式（物理的な手段を用いた滅却）により、保存されていた情報の復元が困難又は不可能な状態とすること。

また、契約の相手方は、物理破壊実施状況及び実施結果を確認できる記録を取得し、**3.6.5 b) データ消去報告書**の根拠資料として提出又は提示できるものとする。

なお、記憶媒体の物理破壊に伴い発生する破壊許諾費用については、契約の相手方が負担するものとする。

さらに、物理破壊後の記憶媒体については、調達要求元の指示に従い適切に管理し、撤去対象機器とともに返却するものとする。

d) ネットワーク機器及び複合機等の初期化

付表に示す初期化対象の機器のうち、ネットワーク機器及び複合機その他の設定情報又はログ情報を保存する機器については、契約の相手方は、調達要求元立会の下、初期化操作その他必要な措置を実施し、保存されていた設定情報等の復元が困難な状態とすること。

なお、契約の相手方は、初期化方法、対象情報、実施手順及び確認方法を事前に調査し、撤去作業実施計画書に記載した上で、調達要求元の確認を得るものとする。

また、契約の相手方は、初期化の実施状況及び実施結果を確認できる記録を取得し、**3.6.5 b) データ消去報告書**の根拠資料として提出又は提示できるものとする。

e) 実施不能時の措置

やむを得ない理由により、**c)**又は**d)**に定める方法による情報消去等を実施できない場合は、契約の相手方は速やかに調達要求元と協議し、その承認を得た代替措置を実施するものとする。

3.6.3 搬出作業

撤去対象機器の返却時における運搬・搬出について、次の要件を満たすこととする。

a) 数量確認

搬出作業に先立ち、契約の相手方及び調達要求元の相互に数量確認を実施した後、運搬を開始するものとする。

b) 運搬及び搬出

撤去対象機器を調達要求元施設から持出し、運搬用車両への積載終了までは、調達要求元が立会いを

するものとする。積載終了後は、契約の相手方の責務とし、適切に処置するものとする。

c) **制限事項**

撤去対象機器の設置場所から運搬用車両停車位置までの距離は約45mである。

また、搬出作業に際し考慮が必要な調達要求元施設の扉の幅等は**表2**のとおり。

表2 扉の幅等

番号	項目	幅 (cm)	高さ (cm)
1	器材室扉	170	200
2	執務室入り口扉	180	210
3	廊下 (最小幅の箇所)	180	280
4	エレベーターホール扉	180	210
5	エレベーター扉	120	210

3.6.4 撤去対象機器の運搬指定場所への運搬及び集積

撤去対象機器の指定場所への運搬及び集積は、次の要領で行うものとする。

a) **運搬指定場所及び調整先**

〒348-0052 埼玉県羽生市東3丁目6番1号 DR羽生 J E C Cリサイクルヤード B-H
(電話：080-4170-2325)

b) **運搬指定場所への運搬**

撤去対象機器を運搬指定場所へ運搬するものとする。

c) **集積要領**

運搬指定場所での撤去対象機器の集積は、株式会社 J E C C の指示によるものとする。

3.6.5 作業完了報告書等

撤去対象機器の運搬終了をもって作業完了とする。ただし、作業完了後速やかに、作業完了報告書を作成し、監督官の確認を得た後、検査官に提出するものとする。

a) **作業完了報告書**

作業完了報告書は、**別紙様式**のとおりとする。

b) **データ消去報告書**

付表に示す情報消去対象の機器及び初期化対象の機器について、情報消去等が実施されたことを確認できる書類。

なお、データ消去報告書については、実施方法、実施日時、対象機器、実施者及び実施結果を含めるものとする。

c) **借上品返却報告書**

撤去対象機器が過不足なく、**D I H - C K - 1 6 0 1 3 C**の所有者に返却されたことが確認できる書類。

d) **システム撤去役務の完了報告書**

システム撤去役務の完了報告書は、**情報システムの借上に係る撤去役務の取扱いについての細部事項について（通知）別紙様式第1**のとおりとする。

e) **借上器材の返還終了報告書**

借上器材の返還終了報告書は、**情報システムの借上に係る撤去役務の取扱いについての細部事項について（通知）別紙様式第2**のとおりとする。

3.6.6 その他

その他は、次による。

- a) 役務作業で使用する機器、資材、運搬用車両、台車等は、契約の相手方の負担にて用意するものとする。
- b) 契約の相手方は、撤去対象機器の撤去に際して設置場所において各装置及び養生材等の一時保管を必要とする場合は、調達要求元と調整の上、保管場所及び保管期間等の合意を得るものとする。
- c) 撤去対象機器の撤去に際しては、官有機器等に損傷を生じさせないよう保護するものとし、必要とす

る養生材や補助器材等については、契約の相手方が用意するものとする。

- d) 撤去対象機器の撤去に際して発生したこん包材等の廃材については、契約の相手方が撤去及び処分するものとする。
- e) 契約の相手方は撤去対象機器の搬出に際し、施設又は官有機器等に何らかの損傷が発生した場合は、直ちに調達要求元に報告するとともに、契約の相手方の責任及び費用負担により修復を行うものとする。

4 監督・検査

監督及び検査は、支出負担行為担当官等の定める監督・検査実施要領に基づき実施するものとする。

5 その他の指示

5.1 提出書類

提出書類は、契約一般条項によるほか、特に調達要求元が指示する場合を除き、**表3**による。電子媒体で提出するものについては、CD又はDVDとし、追記書き込みができない状態にすること。紙で提出するものについては、A列4番を基本とすること。

表3－提出書類

番号	名 称	提出時期	提出先	媒体形式	数量	備 考
1	撤去作業実施計画書	令和9年2月1日まで	情報本部 計画部	電子媒体	1 部	様式は、任意
2	作業完了報告書	役務作業終了後、速やかに			1 部	別紙様式による書類
3	データ消去報告書				1 部	様式は、任意
4	借上品返却報告書				1 部	様式は、任意
5	システム撤去役務の完了報告書		防衛装備庁 調達事業部	紙	1 部	3.6.5 d)に示す様式
6	借上器材の返還終了報告書	情報本部 総務部	1 部		3.6.5 e)に示す様式	

5.2 情報の保全等

情報の保全等は、次のとおりとする。

- a) 契約の相手方は、本契約の履行にあたり、電子計算機、可搬記憶媒体及び携帯型情報通信・記録機器を持込み及び持込み使用することが必要な場合は、事前に調達要求元と調整し、防衛省が規定する関係規則類に基づき、許可を得るものとする。
- b) 契約の相手方は、持込み及び持込み使用する電子計算機、可搬記憶媒体及び電子計算機等情報システムに接続する携帯型情報通信・記録機器に対し、複数のウイルススキャンソフトでウイルス等の混入がされていないことを確認し、その結果を調達要求元に提示するものとする。

5.3 立入禁止場所への立入り等

立入禁止場所への立入り等は、次のとおりとする。

- a) 契約の相手方は、本役務の履行にあたり、立入禁止場所への立入りが必要な場合には、**情報本部における立入禁止場所等に関する達**に基づき事前に調達要求元へ申請を行い、許可を得るものとする。
- b) 立入禁止場所への立入りの申請を行うにあたっては、秘密保全に対する意識が十分に涵養されて

いる、立入りにふさわしい人物をもって充てること。

- c) 立入禁止場所の入退室及び作業にあたっては、調達要求元の立会者の統制に従うこと。

5.4 第三者従事等

契約の相手方は、第三者を従事させる場合等には、**情報システムに関する調達に係るサプライチェーンリスク対応のための措置について（通達）**に基づき所要の届出を実施する。

5.5 調達要求元の支援

契約の相手方は、次の事項について調達要求元の支援を必要とする場合には、調達要求元と調整し、無償で調達要求元の支援を受けることができる。

- a) 現地における調達要求元が保有する電話、電力及び水等の使用
- b) 現地作業に必要な調達要求元保有器材及び施設等の利用
- c) 現地作業に必要なデータ及び資料等の提示
- d) その他、調達要求元が必要と認めた事項

5.6 仕様書の疑義

契約の相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合には、速やかに支出負担行為担当官と協議するものとする。

付表－撤去対象機器

番号	分類（機種）	品 名	型 名	数量	寸法(mm)			重量(kg)	消去対象 ※1	初期化 対象 ※2	備考
					幅	奥行	高さ				
1	仮想OS管理サーバ	PowerEdge T440 サーバ	－	1	307.9	573.636	573.636	29.30	○		記憶媒体の総個数：5
2		Dell 20 モニター - E2020H	－	1	471.52	171	368.96	3.94			
3	システム管理端末	Precision 5820 タワ- XCTO ベース	－	1	176.5	518.3	417.9	15.90	○		記憶媒体の総個数：1
4		Dell 23 モニタ - P2319H	－	1	520	166	351.1	7.00			
5	収集端末1	Precision 5820 タワ- XCTO ベース	－	1	176.5	518.3	417.9	15.90	○		記憶媒体の総個数：1
6		Dell 23 モニタ - P2319H	－	2	520	166	351.1	7.00			
7	収集端末2	Precision 5820 タワ- XCTO ベース	－	1	176.5	518.3	417.9	15.90	○		記憶媒体の総個数：1
8		Dell 23 モニタ - P2319H	－	2	520	166	351.1	7.00			
9	検証端末1	Dell Mobile Precision Workstation 7560	－	1	360.0	242.0	27.36	2.49	○		記憶媒体の総個数：2
10		デル 光学 マウス - MS116 - ブラック - S&P	－	1	61.1	113.6	36	0.09			
11		ELECOM Logitech ポータブルBlu-rayディスクドライブ/USB3.0/スリム/再生&編集ソフト付/UHDBD対応/ブラック #LBD-PVA6U3VBK	－	1	133	146	14	0.23			
12	検証端末2	Precision 5820 タワ- XCTO ベース	－	1	176.5	518.3	417.9	15.90	○		記憶媒体の総個数：2
13		Dell 23 モニタ - P2319H	－	2	520	166	351.1	7.00			
14	運用模擬端末1	Dell Mobile Precision Workstation 7560	－	1	360.0	242.0	27.36	2.49	○		記憶媒体の総個数：1
15		デル 光学 マウス - MS116 - ブラック - S&P	－	1	61.1	113.6	36	0.09			
16	運用模擬端末2	12.9インチiPad Pro Wi-Fi 1TB - スペースグレイ	MHNM3J/A	1	6.4	214.9	280.6	0.68	○		記憶媒体の総個数：1
17	運用模擬端末3	LAVIE T11 - T1195/BAS シルバー	PC-T1195BAS	1	264.3	5.8	171.4	0.49	○		記憶媒体の総個数：1
18	複合機	【5年間無償保証】 A3カラーLED複合機 COREFID03 (FAX無しタイプ)	MC843DNW	1	600	563	700	94.00	○	○	記憶媒体の総個数：1
19	スイッチング装置	レイヤー2 Giga スマートスイッチ 8ポート	BS-GS2008	4	103	177	31	0.50		○	
20	UTM+IPS/IDS装置	FortiGate 40F UTMプロテクション版(初年度AV/IPS/Webフィルタ/スパム+初年度FortiCare)	FG-40F-BDL-FC	1	216	160	38.5	1.00		○	
21	無線ルーター装置	無線LAN親機 11ax/ac/n/a/g/b 2401+800Mbpsブラック	WSR-3200AX4S-BK	1	37.5	160	160	0.39		○	
22	ストレージ装置	法人向け RAID 5対応 USB3.1 (Gen.1) 外付けHDD 4ドライブ 32TB	HD-QHA32U3/R5	1	177	227	127.5	5.50	○		記憶媒体の総個数：4
23	実行保護装置	Shadow3 (初年度保守込み)	－	1	143	102	41	0.45			
24	書き込み防止装置	USB書込防止ツール USB3.0 Write Protector	Y-6451	3	90	121	27	0.12			
25	ディスク複製装置	Demi YG2040 (SATAⅢ対応)	Y-2255	1	350	255	70	2.70			

番号	分類（機種）	品 名	型 名	数量	寸法(mm)			重量 (kg)	消去対象 ※1	初期化 対象 ※2	備考
					幅	奥行	高さ				
26	ポータブルHDD	USB3.1 Gen 1 (USB 3.0) /2.0対応 外付ハードディスク 4TB ホワイト	HDCZ-UT4WC	2	34	172	115	0.80	○		記憶媒体の総個数：2
27	検証用HDD	Guardian BarraCudaシリーズ 3.5インチ内蔵HDD 4TB SATA 6.0Gb/s 5400rpm 256MB	ST4000DM004	3	101.85	146.99	20.2	0.27	○		記憶媒体の総個数：3
28	SATA-USB変換アダプタ	SATA-USB3.0変換ケーブル	USB-CVIDE3	3	67	40	15				ケーブルのため寸法省略
29	光学ディスクドライブ	BDXL対応 USB3.1 (Gen1) /USB3.0用ポータブルブルーレイドライブ スリムタイプ ブラック	BRXL-PT6U3-BKD	1	138	14.4	152	0.30			

※1：3.6.2 c)「記憶媒体の消去又は物理破壊」の対象となる機器

※2：3.6.2 d)「ネットワーク機器及び複合機等の初期化」の対象となる機器

別紙様式

令和 年 月 日

情報本部計画部長 殿

会社名

次のとおり、撤去作業が完了した事をご報告いたします。